

海外経済要録

米州諸国

◇ケネディ米大統領の通商教書

ケネディ米大統領は1月25日通商教書を議会に送り、きたる6月末に失効する互恵通商協定法に代え、新たに貿易拡大法(Trade Expansion Act of 1962)を制定することを勧告した。これは最近の欧州共同市場の顕著な発展に対応するため、経済成長促進および国際収支改善という当面の課題に即しつつ、貿易政策をより自由かつ前進的な方向へ大きく転換させようという動きを示すものである。貿易拡大法は大統領に対して従来にない大幅な関税引下げ権限を付与するとともに、自由化によって影響を受ける国内産業に対しては通商調整援助を与えるものである。その骨子は次のとおり。

- (1) 関税引下げ権限……大統領に対し向こう5年間、①現行関税を広範な商品群別に互恵的に50%引き下げる「一般権限」、②米国と欧州共同市場とが世界貿易の80%以上を占める商品群につき、互恵的に関税を引き下げないし撤廃する「特別権限」、③共同市場と協力して、低開発諸国の熱帯性農林産品で、国内産出の皆無または少量のものにつき、関税その他の制限を低減ないし撤廃する「特別権限」を付与する。
- (2) 他の貿易相手国の利益……共同市場との間の関税譲許は、伝統的な最惠国待遇の原則を堅持して、その利益を他の貿易相手国にも及ぼす。
- (3) 国内保護……エスケープ・クローズやペリル・ポイント条項など従来の国内保護規定を改善、緩和し、輸入により悪影響を受ける産業に対しては通商調整援助を与える。この援助の内容としては、①関係労働者に対し52週間賃金の65%に相当する再調整手当を支給(失業保険金を差し引く)し、また転職のための再訓練や国内移住資金援助を与える、②関係事業者に対し情報提供や助言、近代化や多様化のための税制上の優遇ないし資金援助を与える、などがあげられている。

歐州諸国

◇英國、中期輸出金融制度の拡大

ロイド蔵相は1月23日下院において、英蘭銀行とロンドン手形交換所加盟銀行および保険会社などの協議の結

果決定をみた中期輸出金融措置につき次のとおり発表した。

- (1) ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行は、船積後3年ないし5年の期間年5.5%の固定金利による貸出を行ない、英國保険協会に属する約60の保険会社は5年以上の期間を必要とするものに対し、総額1億ポンドまで6.5%の固定金利で貸し出す。
- (2) 本措置に基づく貸出にはすべて輸出信用保証局の直接保証を必要とする。
- (3) 本措置による貸出期間が5年をこえる場合には、当初から銀行と保険会社との協調融資とし、保険会社は期間5年をこえる部分についての融資を負担する。
- (4) 保険会社は今後本件貸出処理のため新会社を設立するが、それまでの暫定措置として協会内の Insurance Export Finance Committee をしてその処理にあたらしめる。
- (5) 本措置はとりあえず向こう5年に限り実施する。

今回の措置は蔵相のいうように既存輸出金融を補完するもの("notable advance on the present position")であって、新たな政府の輸出補助政策を意味するものではない。本措置の要点は次の二つである。一つは輸出業者の利用可能資金量の拡大である。すなわち、従来銀行は期間5年以上にわたる貸出は行なわず、他方保険会社は15年末満の貸出には関心が薄かった。したがって本措置は5年ないし15年にわたる延滞輸出に対する国内金融の道を開いたものとして、とくに資本財輸出業者の要望に沿ったものである。もう一つは従来の伝統を破った固定金利の採用である。英國では従来、輸出金融に対する特別金利の定めではなく、市中金利は公定歩合の変動に伴って上下したため、近年ではその変動が激しくまた諸外国に対して割高であった(現在市中標準金利7%、保険会社貸出金利平均7.5%)。

今回の固定金利決定にあたっては、向こう数年間の国内金利動向、輸出振興の必要などを勘案のうえ、輸出業者の要望を入れて決定をみたものである。

なお、英蘭銀行は昨年2月実施の中期輸出金融優遇措置により、3~5年の市中供与輸出信用手形のうち満期まで18ヶ月以内に達したものは流動資産繰入れを認めるとともに英蘭銀行貸出の担保適格としてリファイナンスの道を開いている。

◇西ドイツ・ブンデス銀行、非居住者に対する支払準備率を変更

ブンデス銀行は1月26日の理事会において、非居住

者に対する債務に対する支払準備率に關し下記のとおり決定した。

(1) 市中銀行における非居住者預金に対する特別支払準備率(昨年5月以降の法定最高限度、要求払債務30%、定期債務20%、貯蓄預金10%)は2月1日以降廢止し、非居住者預金に対する支払準備率を居住者預金に対するものと同一にする。

(2) 準備額の算定にあたっては、非居住者預金の債務額から、市中銀行が外国に保有する短期債権の額を控除できる点は従来どおりとする。

(3) 従来西ドイツ居住者の外國からの資金借入に際し、西ドイツの市中銀行が保証を行なう場合、その保証残高が1960年5月末の残額をこえるときは、その超過分につき法定最高限度の支払準備率を課していた扱い(1960年7月1日以降実施)を2月1日以降廢止する。

非居住者預金に対し支払準備率の適用を強化するという従来の措置は、昨年のマルク切上げ後の思惑的短期資金流入を阻止するためにとられてきたものであるが、最近では西ドイツへの短資流入傾向が衰え、金・外貨準備も減少を続いている状況にかんがみ、今回これらの特別の措置を廃し、支払準備制度の正常化をはかることになったものである。

◇フランス銀行の特別準備率引上げ

フランス銀行は、1月17日特別準備制度(Coefficient de trésorerie)の準備率を現行の30%から2%引き上げ32%とし、2月1日から実施することを決定した。

最近のフランス経済は、貨金面からのコスト・インフレ傾向が強まっている。しかも金融市場は、国際収支の大幅黒字(昨年中実質14.4億ドル)を主因に著しく緩和しており、このため市中金利は低下(とくに長期金利)し、景気刺激の一因となっていた。本措置は、かかる事情から、特別準備率を引き上げ、これにより中期信用手形などのフランス銀行持込みを抑制し、これを通じて市中の信用膨張を是正しようとするものである。

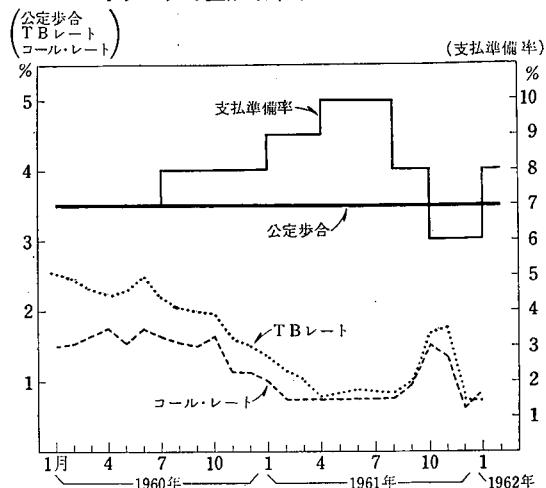
◇オランダ銀行の支払準備率引上げ

オランダ銀行は、1月19日支払準備率を現行の6%から8%へ引き上げ、22日から実施する旨発表した。

同国の支払準備率は、昨年10月23日以降8%から6%へ引き下げられたが、これは好況の持続による租税の自然増収などから財政資金が大幅な揚超となり、金融市場が一時的に著しくひっ迫したため、その調整措置としてとられたものであった。今回の措置は、納税の一巡と、

国際収支の黒字などから、先行き金融緩和が見込まれる一方、当面のオランダ経済が、引き続き労働力の不足、物価の上昇など景気過熱状態を示しているので、その対策として講ぜられたものである。これによる資金の吸収は150百万ギルダーとみられている。

オランダの金融政策と短期金利の動き



◇ベルギーの公定歩合引下げ

ベルギー国立銀行は、1月17日公定歩合を従来の4½%から4¼%へ、輸出手形割引歩合を3½%から3¼%へ、それぞれ½%引き下げ、18日から実施した。

今回の公定歩合引下げは、昨年8月以来3度め(5%→4½%)のものであるが、そのねらいは外貨ポジションの改善を背景に金利引下げをはかり、投資の促進を通じてベルギー産業の近代化と成長を促進しようとするものである。

◇オーストリア中央銀行、支払準備率引上げ

オーストリア中央銀行は1月24日次の金融引締め強化措置を決定した。

(1) 支払準備率を0.5%引き上げ、また支払準備義務に違背した金融機関に対する過怠金利を1%引き上げて8%とする(2月1日以降実施)。

(新準備率)

預金量10百万シリングをこえる金融機関

当座および定期預金 9.5%

貯蓄預金 7.5%

預金量10百万シリング未満の金融機関

預金種目を問わず一律 5.5%

(2) 中央銀行の保有する1年もの政府証券 1,160百万シリング中 560百万シリングを市中銀行に売却する。

(3) 1月30日以降、金融機関は貸付増加を預金増加の50%以内にとどめるよう指示する(従来の指導は75%以内)。

同国経済は昨年を通じてブーム状態にあり、最近では生産、雇用水準の上昇とともに物価の騰勢が目立っている。しかも金融機関貸出は増勢を続ける反面、外資流入によって金融市場は緩和傾向を続けていた。今回の措置はかかる情勢に対処し、過剰流動性を吸収して信用膨張によるインフレの発展を阻止しようとするものである。

アジアおよび大洋州諸国

◇エカフェ第4回地域内貿易促進会談と第5回貿易委員会の開催

エカフェ第4回地域内貿易促進会談は1月10日から19日まで、バンコックで開催され、エカフェ加盟国のうち、欧米先進国、大洋州諸国を除く13か国が参加した。同会談は、貿易面の共通問題をグループで、さらに商品別に貿易拡大の可能性を2国間の話し合いの形式で、いずれも非公式会談により討議するもので、日本の提唱により1959年以降毎年開催されている。

今回の会談では、①域内諸国が、その輸出1次產品を原材料よりむしろ加工原材料(たとえばコプラ→コプラ油、ラワン材→合板、綿花→綿製品)の形で輸出したいとの意欲が強まり、②また開発計画の円滑な推進と輸出1次產品の市場および価格の安定をはかるため1次產品の長期契約取決めを要望する声が強かった。

なおグループ討議では①海運および運賃問題、②エカフェ地域における観光促進問題の2点が討議された。

次いで、22日から29日まで第5回貿易委員会が開催され、エカフェ加盟国のほか関係国、国際機関など約40の代表団が出席した。

今回の会議全般を通じてみると、①中心議題となるべき域内の地域協力の問題が別途エカフェ事務局長のO A E C構想として各国の意向を打診中であるため、本席上では事実上討議されず、会議全般としてはやや盛上がりに乏しかったが、②域内諸国が、援助もさることながら輸出の拡大が緊要、そのためには先進工業国の輸入拡大が望まれると強く訴えたのが注目された。とくに英連邦諸国は、英國のEEC加盟により特恵を失うところから、E E Cの共通関税引下げなどを強調した。

主要議題とその討議内容は次のとおり。

(1) 貿易および貿易政策の現状——1961年の域内諸国との貿易は、輸入の引き続く増大の反面、輸出が前年に比べ減少したため収支戻の赤字幅は拡大した。このギ

ャップは海外援助でまかなわれたがやはり輸出の伸長が必要である。輸出の低調は1次產品価格の低下が主因であるが、先進国側の輸入制限、関税引上げなども一因と指摘した国が多い。したがって①GATTの会議でもいわれたように、かかる障害を除去して低開発国からの輸入を促進すること、②1次產品ばかりでなく織維品などの製品輸出に対しても、十分門戸を開いてほしい、③1次產品の価格安定のため、先進国の協力が望ましい、などの点が強調された。

(2) 欧州共同市場などの関係——E E Cの貿易政策および英國のこれへの加盟に論議が集中、このような強力な地域化によって農業政策、関税面などでかなり不利になる点を懸念する声が多かった。とくに特恵のなくなる英連邦諸国は共通関税の引下げ、数量制限を含むその他の障害を除去すべきことを強調した。これに対し英仏などE E C側は、他地域諸国の貿易上不利にならないよう配慮すると弁明した。

(3) 貿易拡大のための域内の協調——先進工業国の経済援助が必要であると同様、域内の協調が緊要であり、そのためには貿易使節の交換、技術の交流、複数国との共同事業、国際見本市への参加などの必要性が述べられた。

(4) その他では、①海運および海上運賃について、後進国は貿易促進のため運賃引下げを強く主張(貿易促進会談でも同様)、これに対し日本など先進国は、運賃は船主と荷主とが自動的に取り決める性質のもので、政府の介入は望ましくないと感じた。②1963年のアジア見本市はパキスタンで行なう(当初予定されていたシンガポールは資金不如意を理由に辞退)。③商事仲裁については、その円滑な処理を図る目的で、その教育、広報を行なうセンターを作ることを考慮する。④次回の貿易委員会は明年1月バンコックで行なう。

◇第3回対パキスタン債権国会議の開催

パキスタンの第2次5か年計画(1960年7月～65年6月)に対する援助問題を検討するため、第3回債権国会議が世銀(I B R D)主催のもとに、1月23日から3日間にわたり、ワシントンにおいて開催された。同会議において、米、英、西ドイツ、日本、カナダ、フランスの参加6か国ならびに世銀および第2世銀(I D A)は、同計画の第2、3年度(1961年7月～63年6月)分として総額625百万ドルの追加援助を与えることを決めた。すでに第2回債権国会議(昨年6月)において、第2年度分として320百万ドルの援助が決定しているので、第2、3年度分の援助総額は945百万ドルとなり、パキスタンの要

請した援助額が充足されることとなった。なお同計画の第1年度分として参加各國は総額229百万ドルの援助を与えているので、第1～3年度の援助総額は1,174百万ドルとなる。その内訳は次のとおり。

区分	第1年度分	第2、3年度分		第3年度までの合計額	分担割合
		第2回債権国会議決定額	第3回債権国会議決定額		
米国	129.6	150	350	629.6	53.6
英國	22.4	19.6	28	70	6.0
西ドイツ	37.5	25	55	117.5	10.0
日本	20	20	25	65	5.5
カナダ	19.8	18	20	57.8	5.0
フランス	—	10	15	25	2.1
世銀および第2世銀	—	77.4	132	209.4	17.8
合計	229.3	320	625	1,174.3	100.0

◆銀行の内部留保の充実に関するインド準備銀行の要請
　インド準備銀行は、昨年12月27日、総裁名の書簡をもって指定銀行(注)に対し、利益金の少なくとも2割を積み立て、自己資本(払込資本金+公表積立金)の預金に対する割合をこれまでの5%から6%へ引き上げよう要請した。

準備銀行の説明によれば、①インドの銀行は、ここ10年間に預金が倍増した一方、貸出もこれを上回って増大したことにより、預貸率は10年前の49%から現在約70%にまで高まっている、②この間、資本金ならびに積立金の増加はほとんど行なわれず、この結果、自己資本の預金に対する割合は9%から5%にほぼ半減している、③今次の要請はこうした経理内容の改善を促すためのものである、としている。その内容は次のとおり。

(1) 公表積立金額が払込資本金額以上の銀行は、自己資本(払込資本金+公表積立金)の預金に対する割合が6%に達するよう、諸引当金、準備金および税金控除後の利益金の少なくとも2割を公表積立金に繰り入れること。

(2) 公表積立金額が払込資本金額未満の銀行は、まず積立金額を払込資本金額と等額にしたのち、(1)と同様の方法で諸引当金および準備金控除後の利益金の少なくとも2割を公表積立金に繰り入れること。

(注) インドでは、原則として自己資本50万ルピー(約10万ドル)以上の銀行を指定銀行とするといわれており、その数約90行、インドの商業銀行総数の約25%であるが、その預金額は銀行総預金残高の95%以上を占めている。

◆インド、預金保証協会(Deposit Insurance Corporation)を設立

インドでは、小口預金者保護のため、「預金保証協会法」(The Deposit Insurance Corporation Act, 1961)に基づき、1月1日、預金保証協会が設立された。インド準備銀行は、これによって預金者総数の約80%、預金総額の約24%が保証されることになろうとみている。預金保証の概略は次のとおりである。

(1) 預金保証協会の組織・運営

授権資本10百万ルピー、全額インド準備銀行払込。準備銀行総裁、副総裁など5人の理事で構成する理事会により運営。

(2) 保証の範囲

イ、被保証銀行……商業銀行はすべて被保証銀行として協会に登録することを要する。

ロ、被保証預金額……当分の間、1預金者1行につき1,500ルピー(邦貨換算約11万円)を限度とする。

(3) 保証の手続

被保証銀行が清算過程に入ると、清算人が3か月以内に預金保証協会に対して預金者別預金額リストを提出、協会はこれを受領後2か月以内に預金者に対して払戻しを行なう。

(4) 保証料

年間保証料は被保証預金額の0.15%を限度とする。現行は0.05%。

(5) 経理

独立採算を建前とするが、準備銀行から資本金額の5倍(50百万ルピー)を限度として借り入れることができる。

◆フィリピンの為替制限撤廃と金融引締めの強化

フィリピン中央銀行は、1月21日、ペソの実質的切下げを中心とする一連の為替制限撤廃措置を発表、22日から実施した。またこれに対処して、同時に商業銀行の支払準備率を引き上げるなど金融引締めを一段と強化した(さる1月9日には公定歩合の引上げ実施、1月号要報録参照)。さらに大統領は関税率についても大幅改訂を行なった。その概要は次のとおり。

1. 為替制限撤廃

(1) ペソ相場は1米ドル2ペソの公定と自由市場レートの2本建とし、為替取引の大部分に適用される自由市場レートについては従来の中央銀行の決定(1米ドル=3ペソ)を廢止、市場の需給にまかせる。

(2) 輸入および貿易外に関する外貨支払を自由化し、為銀の為替売却は自由市場レートを適用する。輸出に

については、20%は公定レート、80%は自由市場レートを適用する(為銀は買取り為替のうち20%を公定レートで中央銀行に集中することを要する)。貿易外受取については、100%自由市場レートを適用。

(3) 現行の輸入付加金(現在15%)を廃止し、またパートナー取引法も廃止する。

2. 金融引締め

(1) 商業銀行の要求払預金に対する支払準備率を15%から19%へ引き上げる。

(2) 中央銀行からの借入限度を各商業銀行ごとに定める。その限度は昨年12月末または、本年1月21日現在の中央銀行からの借入残高のいずれか低いほうとする。

(3) 為銀は輸入先開設に際し(輸入は、100ドル以下の少額輸入を除き、すべて%の開設を要求することとなつた)、輸入保証金(現金)を特別定期預金(期間120日以上)の形で徴収しなければならない(輸入保証金率は必需物資の25%から非必需物資の150%に及ぶ)。

3. 關税率の改訂

食料品、医薬品など約50品目の生活必需品の輸入関税を引き下げ、不急およびせいたく品(薄葉紙20%→60%、綿糸35%→70%、ラジオ、テレビ・セット80%→100%)など約700品目の輸入関税を引き上げる。

る。

主要国別輸出入額

(単位・百万香港ドル)

	輸 入		輸 出	
	1960年	1961年	1960年	1961年
中 共	1,185	1,028	120	99
日 本	941	864	231	229
米 国	720	729	763	701
英 国	664	757	608	607
タ イ	208	256	141	137
西 ド イ ツ	183	186	114	110
ス イ ス	144	156	6	9
豪 州	139	151	120	86
カ ナ ダ	118	102	89	76
オ ラ ン ダ	114	117	23	28
ブ ラ ジ ル	17	70	0.5	1

主要品別輸出入額

(単位・百万香港ドル)

品 目	輸 入		品 目	輸 出	
	1960 年	1961 年		1960 年	1961 年
食 料 品	1,353	1,406	衣 類	1,010	872
織 繊 1 次 製 品	1,381	1,298	織 繊 1 次 製 品	764	798
機 械 運 輸 設 備	599	622	化 学 品	130	232
化 学 品	466	531			

◇南ベトナムの経済再建に関する諸法令

南ベトナム政府は昨年12月29日、経済再建のための諸法令を公布、本年1月1日から施行した。その主たる内容は次のとおり。

- (1) 為替レートの事実上一本化と実質的な切下げ…從来南ベトナムは1米ドル=35ピアストルの公定レートのほかに、輸入(A I D資金による輸入を除く)については諸種の付加税を課すことにより、一方、輸出については輸出補助金を交付することにより、事実上1米ドル=35~85ピアストルの複数レートを使用してきた。今般①上記の輸入付加税を廃止し、全輸入および貿易外支払については、一律に為替取引金額の%相当額の新付加税(経済発展および国防付加税)を課し、一方、②輸出および貿易外受取については、一律に上記と同率の補助金を交付することに改めた。これによって、①事実上これまでの複数レートが一本

◇香港の1961年の貿易状況

1961年の香港貿易は、輸出39.3億香港ドル(約6.9億米ドル)、輸入59.7億香港ドル(約10.4億米ドル)で、1960年に比べ、輸出は7百万香港ドル減と、ほぼ横ばいながら、輸入は1億香港ドル(1.6%)の微増となった。

輸出では、地場製品の大宗である衣類が、米国その他各国の輸入抑制措置により減少したが、医薬品などの化学品が伸長を示した。また地場製品輸出はプラスチック製造花などの新製品が増加したため、29.4億香港ドルと、1960年比70百万香港ドル方増加した。この結果、地場製品輸出の輸出総額中に占める比率は前年の72.8%から74.7%へ増大し、仲経貿易の比重が減少しつつあることを示している。

一方、輸入では、織維1次製品が減少したほかは、各品目とも、総じて増加を示し、とくに化学品が著増を示した。

相手国では中共、日本は輸出入とも減少しており、輸出では先進国、アジア諸国ともほとんど伸び悩んだがアフリカ諸国向けが軒並み増加しており、輸入では英國、タイ、ブラジルなどが著増を示している。

主要国別および品目別輸出入状況は次のとおりであ

化され、1米ドル=60ピアストルの単一レートとなつたほか、②新輸入付加税および輸出補助金に適用される率を旧付加税および補助金に適用されていた率より引き上げたので、その引上げ分だけ実質的にピアストルが切り下げられることとなった。

このほか、

(2) 奢侈税の新設……香水など奢侈品について一定期間、奢侈税を新設する。

(3) 関税品目分類の単純化……現行の関税品目分類がきわめて複雑であるため、これを合理的なものに単純化する。この場合、賠償物資など一部資本財については関税免除の取扱とする。

(4) 国内税体系の改正……徴税強化の目的から、国内税を間接税中心に引き上げる。すなわち、①生産税免除条項の廢止(綿花、麻、大麻および薬品)、②消費税適用範囲の拡大(プロパンガス、石油、自動車用燃料など、ただしラジオ受信機のみ免税)、③法人税の引き上げ(16%→24%)など。

(5) 経済発展特別予算の新設……1962年度(暦年)から、経済発展特別予算を新設し、経済発展に必要な工業開発計画で、数年間にわたる継続事業(ダニム水力発電工事、ハーチエン・セメント工場建設工事など)に対する投資資源とする。

(6) 政府の中央銀行からの借入限度引き上げ……経済開発の緊要性にかんがみ、政府の国立(中央)銀行からの借入限度を、前年度歳入予算額の25%から40%へ引き上げる。

工業生産増加率

(前年比増加)

	1959年		1960年		1961年		1962年	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
							%	%
工業総生産高	7.7	11	8.1	10	8.8	9.2	8.1	
うち生産財	8.1	12	8.8	11	9.5	10	8.8	
消費財	6.6	10.3	6.4	7	6.9	6.6	6.6	
労働生産性(工業)	5.4	7.4	5.8	5	6.0	4.0		

主要物資生産高・増加率

		1961年		1960年比増	1962年目標
		生産高	比増		
銑	鉄(百万トン)	50.9	9	56	
鉄	鋼(〃)	70.7	8	76.9	
圧延	鋼(〃)	55.2	8	59.2	
鋼	管(〃)	6.4	9		
石	油(〃)	166	12	183	
電	力(十億KWH)	327	12	366	
農業機械	(百万ルーブル)	964	28		
織物機械	(千台)	18.9	15		
組立鉄筋材料	(百万m ³)	38	19		
既製衣料	(十億ルーブル)	9.3	6		
テレビ	(百万台)	1.95	13		
冷蔵庫	(千台)	686	30		
洗濯機	(百万台)	1.3	44		
食肉	(百万トン)	4.3	-4		
バターアー	(千トン)	894	5		
乳製品	(ミルク換算)	9.0	9		

共産圏諸国

穀物収穫高・買付高

	1958年	1959年	1960年	1961年
穀物収穫物 (百万トン)	141.2	124.8	134.4	137.3
穀物買付高 (百万トン)	56.8	46.6	46.7	52.1

△1961年のソ連経済発展計画の実績

ソ連閣僚会議中央統計局の発表(1月23日)によれば1961年国民経済発展計画の年間遂行実績は次のとおりである。